指定管理者候補者の選定結果について

新しい村の指定管理者(令和2年度~平成4年度)の候補者について、次のとおり宮代町 指定管理者候補者選定委員会において選定しました。

1 募集した施設

(1)名 称 新しい村

(2) 所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎 777-1

(3) 敷地面積 約13ha (個人所有地、耕作地含む)

(4) 施設と機能

施設	主な機能	
森の市場「結」・森のカフェ	農産物直売所、喫茶軽食	
森の工房	パン・ジャム、惣菜加工所	
農の家	生涯・体験学習、有料施設	
村の集会所	団体休憩室、体験学習、有料施設	
集落農園「結の里」	市民農園、有料施設	
芝生広場	有料施設	
ハーブ園、果樹園、ほっつけ田、	交流・体験事業	
収穫体験圃場		
育苗施設	水稲苗等の生産	
農業用機械施設	農業用機械の倉庫	
浄化施設 1 · 浄化施設 2	山崎地区雑排水浄化施設	

2 申請団体

株式会社 新しい村

3 評価

団体名	株式会社 新しい村		
総合評価	342 点/600 点		

4 候補者に決定した団体

- (1) 株式会社 新しい村 (宮代町字山崎 777-1)
- (2) ①評価:342点/600点 (標準点:300点)
 - ②選定理由
 - 1 当町まちづくりの将来目標である「農のあるまちづくり」を具現化するための施設であるということを十分に理解した上で、地産地消、体験、観光、農業支援などを実践するこれまでの実績と今後の意欲及び取り組みが評価されたこと
 - 2 施設の管理体制や職員配置計画は、業務要求水準書を満たすものであり、かつ、 事業運営においては新たな取り組みに関する提案も含まれており、今後の事業運 営に期待が持てること
 - 3 事業計画書は、これまでの実績に基づいた堅実なものであること
 - 4 東武動物公園との連携による集客、観光の視点が打ち出され、新たな利用者の獲得が期待できること
 - 5 商品・サービスに管理会計の指標を活用して経営的な努力を行うとともに、消費 者の声を反映する様々な取り組みを行うことで、安定的な経営が期待できること

5 選定までの過程

- (1) 募集要項、業務要求水準書の配布:令和元年8月23日(金)~9月24日(火)
- (2) 申請書類の提出:令和元年9月11日(水)~9月24日(火)
- (3) 選定委員会の開催
 - ①委員構成 町職員4名 識見者1名 公募委員2名
 - ②会議の経過
 - ■第1回選定委員会(令和元年10月23日(水))
 - ・本委員会の進行方法、対象施設の概要及び選定方法の確認・決定
 - ■第2回選定委員会(令和元年10月30日(水))
 - ・申請団体から申請内容の説明
 - ・ヒアリング審査 [申請内容に関する質疑応答]
 - ・評価表に基づく評価及び候補者の選定に関する協議

③選定方法

第2回選定委員会において、各委員が21の評価項目について5段階*による評価を行い、各委員の採点結果を分析し、協議の上、候補者を選定した。

※評価点数、配点

非常に劣る	劣る	普通 (基準)	優れている	非常に優れている
0点	1点	2点	3点	4点

うち、重点項目の4つの評価項目については、評価点数を2倍にした。

④選定 (評価) の基準となる考え方

「宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条」より

- ・施設設置の目的が達成できること。
- ・利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ・事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ・事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模 及び能力を有すること。
- ・町民の声が反映される管理が行われること。
- ・宮代町のまちづくりの考え方に適合していること。
- ・安全管理の体制が整っていること。
- ・その他、施設の性質又は目的に応じて定める基準に適合していること。